

徳島県告示第百八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和八年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十四日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
2 8	阿南小松島	阿南市加茂町東ながせ四番一 地先から 同 東だいご九六番 一地先まで	一一・〇	令和八年二月二十四日